

定時株主総会

招集ご通知

証券コード:9017

新潟交通株式会社

開催日時

令和5年6月28日(水)午前10時 受付開始午前9時

開催場所

新潟市中央区万代一丁目3番30号 万代シルバーホテル5階 万代の間

決議事項

第1号議案 取締役7名選任の件第2号議案 退任取締役に対する

退職慰労金贈呈の件

目 次

| ごあいさつ | 2 |
|----------------------|----|
| 招集ご通知 | |
| 第110回定時株主総会招集ご通知 | 3 |
| 議決権行使についてのご案内 | 5 |
| 株主総会参考書類 | |
| 第1号議案 取締役7名選任の件 | 6 |
| 第2号議案 退任取締役に対する | |
| 退職慰労金贈呈の件 | 11 |
| | |
| | |
| 提供書面 | |
| 事業報告 | |
| 1. 企業集団の現況に関する事項 | 12 |
| 2. 会社の株式に関する事項 | 22 |
| 3. 会社の新株予約権等に関する事項 | 22 |
| 4. 会社役員に関する事項 | 23 |
| 5. 会計監査人の状況 | 26 |
| 6. 当社の財務および事業の方針の決定を | |
| 支配する者の在り方に関する基本方針 | 27 |
| | |
| | |
| 連結計算書類 | 28 |
| | |
| 計算書類 | 30 |
| | |
| 監査報告 | 32 |

ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申 しあげます。

ここに第110回定時株主総会招集ご通知をお届けいたしま すので、ご覧くださいますようお願い申しあげます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大も3年余りが経過する中、行動制限の解除を受け、コロナと共存しながらではありますが、ようやく以前の生活様式に戻りつつあります。

こうした環境下で、当社グループにおいても売り上げの回 復が進み、当期は3期ぶりに黒字決算で終えることができま した。

ようやく今後の事業環境が見え始めてきた状況ではありますが、財務体質の強化などを総合的に判断し、当期の期末配当につきましては、無配とさせていただきたく存じます。株主の皆様には、誠に申し訳なく存じますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

令和5年度の経営方針は、「新たな事業環境への対応・進化」といたしました。今後も行動変容・需要変化をふまえ、 安心・安全なサービスを提供しながら、事業基盤の強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、これからもなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

令和5年6月



代表取締役社長 星野 佳人

株主各位

証券コード 9017 (発送日) 令和5年6月13日 (電子提供措置の開始日) 令和5年6月6日 新潟市中央区万代一丁目6番1号

新潟交通株式会社代表取締役社長 星野 佳人

第110回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第110回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】 https://www.niigata-kotsu.co.jp



(上記の当社ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会招集通知」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】 https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「新潟交通」または「コード」に当社証券コード「9017」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

「<u>議決権の書面(郵送)による行使</u>」については、5ページをご参照のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和5年6月27日(火曜日)午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

株主総会

| 1日時 | 令和5年6月28日(水曜日)午前10時 受付開始 午前9時 |
|---------------------|--|
| 2 場 所 | 新潟市中央区万代一丁目3番30号 万代シルバーホテル5階 万代の間 (末尾の 「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |
| 3 目的事項 | 報告事項 1. 第110期(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. 第110期(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件 |
| | 決議事項 第1号議案 取締役7名選任の件第2号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件 |
| 4 議決権行使につい てのご案内 | 5ページに記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。 |

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- ■電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、 修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。 なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第19条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - 1. 事業報告の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための 体制
 - 2. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
 - 3. 連結計算書類の連結注記表
 - 4. 計算書類の株主資本等変動計算書
 - 5. 計算書類の個別注記表

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役また は会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

■ご来場される株主の皆様へのお願い

① 当日は受付にて検温をさせていただきます。

体調不良が見受けられる方には、ご入場をお断りする場合がございます。

② 会場では、アルコールによる手指消毒にご協力をいただきますようお願いいたします。

議決権行使についてのご案内

書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、 切手を貼らずにご投函ください。

(下記の期限までに到着するようご返送 ください。)

株主総会に出席される場合

議決権行使書用紙を<mark>会場受付にご提出</mark> ください。

日時 令和5年6月28日(水曜日) 午前10時 受付開始 午前9時

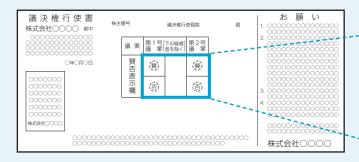




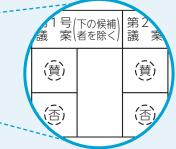
期限

令和5年6月27日(火曜日)午後6時到着分まで

議決権行使書のご記入方法



こちらに議案の賛否をご記入ください。



第1号議案について

全員賛成の場合→賛に○印

全員反対の場合 → 否 に○印

一部候補者に→賛に○印をし、反対する候補者反対の場合 番号を隣の空欄に記入

第2号議案について

賛成の場合→賛に○印

反対の場合→否に○印

書面 (郵送) により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

株主総会参考書類

取締役7名選任の件 第1号議案

取締役7名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いす るものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏 名 | 当社における地位 | |
|-------|-------|----------|----------|
| 1 | 星野 佳人 | 代表取締役社長 | 再任 |
| 2 | 古川 公一 | 代表取締役常務 | 再任 |
| 3 | 長沼 哲男 | 常務取締役 | 再任 |
| 4 | 竹内 正喜 | 取締役 | 再任 |
| 5 | 髙井 俊幸 | 取締役 | 再任 |
| 6 | 馬場 伸行 | 社外取締役 | 再任 社外 独立 |
| 7 | 三部 正歳 | 社外取締役 | 再任 社外 独立 |

再任 再任取締役候補者

新 任 新任取締役候補者

| 社 外 | 社外取締役候補者 | 独 立 | 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番 号

星野 佳人 (昭和39年12月21日生)

所有する当社の株式数……1.300株 **在任年数**……9年 取締役会出席状況……17/17回

再 任

略歴、当社における地位および担当

昭和62年4月 当社入社

平成19年4月 当社経営管理室部長

平成23年7月 当社乗合バス部長

平成24年10月 当社執行役員乗合バス部担当

平成26年6月 当社取締役乗合バス部担当

平成28年6月 当社代表取締役社長(現任)

取締役候補者とした理由

同氏は、当社入社以来、人事労務、経営管理部門を中心に経験と実績を重ねた他、主たる 事業である乗合バス部門を担当し、平成28年より代表取締役社長を務め、企業価値向上に **貢献しております。豊富な知識と幅広い知見を有し、取締役会に引き続き活かすことによ** り、取締役会の業務執行決定機能および監督機能にかかる実効性の確保や向上が期待でき ることから、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者 番 号

再 任

古川 公 -

(昭和38年9月1日生)

所有する当社の株式数……1.000株 **在仟年数**······9年 取締役会出席状況……17/17回

略歴、当社における地位および担当

昭和62年4月 当社入社

平成19年4月 当社乗合バス部長

平成23年7月 当社経営管理室部長

平成24年10月 当社執行役員経営管理室部長

平成26年6月 当社取締役総務部長

平成27年6月 当社取締役

平成28年6月 当社代表取締役常務

乗合バス部・旅行部担当

令和 5 年 4 月 当社代表取締役常務

乗合バス部担当 (現任)

取締役候補者とした理由

同氏は、当社入社以来、主たる事業である乗合バス部門を中心に経験と実績を重ねた他、 経営管理部門を担当し、平成26年より取締役を務めております。豊富な知識と幅広い知見 を有し、取締役会に引き続き活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能および監督 機能にかかる実効性の確保や向上が期待できることから、取締役として選任をお願いする ものであります。

 候補者

 番 号

長沼哲男

(昭和38年5月9日生)

所有する当社の株式数········· 500株 **在任年数**·········· 6年 **取締役会出席状況**······· 17/17回

再 任

略歴、当社における地位および担当

昭和62年4月 当社入社

平成28年6月 当社執行役員総務部長

平成29年6月 当社取締役総務部長

令和元年6月 当社常務取締役

総務部・経理部担当 (現任)

取締役候補者とした理由

同氏は、当社入社以来、観光バス部門の他、長年財務部門で経験と実績を重ね、平成29年より取締役を務めております。豊富な知識と幅広い知見を有し、取締役会の業務執行決定機能および監督機能にかかる実効性の確保や向上が期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者 号

4

竹内 正喜

(昭和44年3月17日生)

所有する当社の株式数……538株 **在任年数**……4年 **取締役会出席状況……**16/17回

再 任

略歴、当社における地位および担当

平成3年4月 当社入社

平成24年10月 当社事業部長

平成28年6月 新潟交通観光バス(株)取締役

平成29年4月 当社経営管理室長

令和元年6月 当社取締役経営管理室長

(現任)

取締役候補者とした理由

同氏は、当社入社以来、事業部門の他、経営管理部門で経験と実績を重ね、令和元年6月より取締役経営管理室長を務めております。豊富な知識と幅広い知見を有し、取締役会の業務執行決定機能および監督機能にかかる実効性の確保や向上が期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者 番 号

高井 俊幸 (昭和42年3月16日生)

所有する当社の株式数…… 600株 **在任年数**······4年 取締役会出席状況……15/17回

再 任

略歴、当社における地位および担当

平成3年4月 当社入社 平成24年10月 当社旅行部長 平成29年12月 当社事業部長 令和元年6月 当社取締役事業部長 令和 5 年 4 月 当社取締役 事業部担当 (現任)

取締役候補者とした理由

同氏は、当社入社以来、商事部門の他、旅行部門で経験と実績を重ね、令和元年6月より 取締役事業部長を務め、令和5年4月より取締役として事業部を担当しております。豊富 な知識と幅広い知見を有し、取締役会の業務執行決定機能および監督機能にかかる実効性 の確保や向上が期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者

任

社 外

独立

伸行

所有する当社の株式数………-**在仟年数**······8年 取締役会出席状況……17/17回

略歴、当社における地位および担当

昭和47年4月 (㈱新潟さくらカラー入社 平成2年10月 コニカNC㈱常務取締役

平成15年10月 コニカミノルタNC㈱ 代表取締役社長

平成5年6月 同専務取締役 平成13年6月 同代表取締役社長

平成26年6月 同会長(現任) 平成27年6月 当社社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

コニカミノルタNC(株)会長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、コニカミノルタNC㈱の代表取締役社長を長年務め、企業経営者としての経験と 豊富な知識、高い見識を有し、平成27年より社外取締役として独立した客観的立場で経営 全般に対し監督と助言を行なっております。引き続きガバナンスの強化が期待できること から、社外取締役として選任をお願いするものであります。

三部 正歳

昭和37年5月9日生)

所有する当社の株式数······· 7年 **在任年数**······ 7年 **取締役会出席状況**····· 17/17回

再 任

社外

略歴、当社における地位および担当

平成 4 年 4 月 鎌田又市法律事務所入所

平成28年6月 当社社外取締役(現任)

平成 5 年 4 月 伴法律事務所入所

平成17年3月 りゅーと法律税務会計事務 所所長 (現任)

重要な兼職の状況

りゅーと法律税務会計事務所所長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として、りゅーと法律税務会計事務所所長を長年務めております。弁護士としての経験と専門的知識、高い見識を活かし、平成28年より社外取締役として独立した客観的立場で経営全般に対し監督と助言を行なっております。引き続きガバナンスの強化が期待できることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 2. 馬場伸行氏と三部正歳氏は、社外取締役候補者であります。両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立 役員として届け出ております。
 - 3. 馬場伸行氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって8年、三部正歳氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
 - 4. 当社は、馬場伸行氏および三部正歳氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任がそれぞれ承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
 - 5. 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。 各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。

また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用等の損害を填補することとされています。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事中があります。

第2号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

令和5年3月31日付で辞任により退任されました取締役 斎藤敏之氏に対しまして、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、当該退職慰労金につきましては、当社取締役会が決定した取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等に沿って、当社の定める一定の基準内とするものであり、その内容は相当であると判断しております。

当社の取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等は、事業報告24ページに記載のとおりであります。 退任取締役の略歴は次のとおりであります。

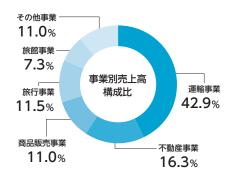
| 氏名 | 略歴 |
|----|-------------------------------------|
| | 平成29年 6 月 当社取締役 令和元年 6 月 当社常務取締役 |

以上

事業報告(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

企業集団の現況に関する事項

| | 第110期 (令和5年3月期) | 前期比 |
|-----------------|--------------------|--------|
| 売上高 | 174億69百万円 | 21.0%增 |
| 営業利益 | 13 億72百万円 | — % |
| 経常利益 | 9億71百万円 | — % |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 8 億97百万円 | — % |



(1) 経営成績に関する分析

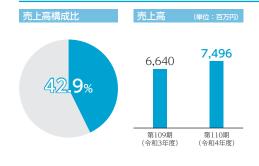
当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策としての行動制限の緩和により、国内の経 済活動は一定の回復傾向にあるものの、ロシア・ウクライナ情勢の長期化に起因するエネルギーや原材料価格の高騰 等によるインフレ懸念の高まり、為替の急激な変動や金利上昇により、景気の先行きは依然として不透明な状況とな っております。

こうした事業環境の中、お客様と従業員に対する感染防止対策を徹底しながら営業活動を行い、経営基盤の強化に 努めてまいりました。

当連結会計年度の売上高は17.469百万円(前期比21.0%増)、営業利益は1.372百万円(前期は営業損失66百万 円)、経常利益は971百万円(前期は経常損失229百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益は897百万円(前期 は親会社株主に帰属する当期純損失434百万円)となりました。

セグメント別の業績の概況は、次の通りであります。

運輸事業



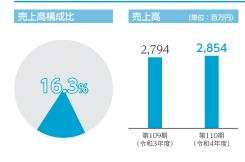
一般乗合バス部門では、引き続きお客様と従業員の安全を第一に考え、感染防止対策の徹底と輸送の安全確保に努めてまいりました。12月に需給バランスを考慮したダイヤ改正を実施し、輸送の効率化を図りました。また、7月にエコモビキャンペーンの実施、10月に路線バス車内で新潟について学べる「ニックちゃん・りゅーとくんと学ぶ ふむふむ号」を運行開始したほか、高校受験生のバス利用への不安を和らげるべく案内サポート、合格祈願カイロの配布や、新潟市と連携した乗継検索活用のためのスマホ教室を開催するなどバス利用促進に繋げる取組みに努めたことに加え、行動制限の緩和により需要回復傾向が見られたことなどにより、一般乗合バス部門全体では、前期比増収となりました。

高速バス部門では、県内高速路線バスにおいて、利便性や認知度を高めることを目的とした新潟県および新潟県内高速バス6事業者で構成する統一ブランド「ときライナー」に参画したほか、県外高速路線バスにおいて、行動制限の緩和により乗車人員が好調に推移し、前期比増収となりました。

貸切バス部門では、行動制限緩和を受けバスツアーの受注が好調に推移したことと修学旅行を主とした学校関連の貸切バスを受注したことに加え、列車運休に伴う代行バスを運行したことなどにより前期比増収となりました。

この結果、運輸事業の売上高は7,496百万円(前期比12.9%増)となりました。

不動産事業



万代シテイでは、万代シルバーホテルビル2階に飲食店5店舗からなる「BANDAI FOOD HALL (万代フードホール)」を4月にオープンしたほか、バスセンタービルを中心に医療系、理容系の新店舗および飲食新店舗などを誘致し街区の新しい魅力の発信に努めてまいりました。加えて催事・イベントや販売促進を企画実行するなど街区の集客力向上や賑わい創出に努めたことを受け、来街客が増加したことにより賃料収入および駐車場収入は前期比増収となりました。

この結果、不動産事業の売上高は2,854百万円(前期比2.1%増)となりました。

商品販売事業





売上高

売上高

観光土産品卸売部門では、行動制限の緩和によるイベント実施や県民割、全国旅行支援等のキャンペーンを受けて観光需要の回復傾向が見られたこと等により、主力の土産卸売が堅調に推移し、前期比増収となりました。

この結果、商品販売事業の売上高は1,925百万円(前期比37.5%増)となりました。

旅行事業

売上高構成比



旅行事業では、県民割、全国旅行支援等のキャンペーン効果もあり、個人・小グループ向けの宿泊プランや日帰りバスコースを中心とした募集型企画旅行および一般手配旅行が好調に推移したことと、修学旅行を中心とした学校関連団体の受注・催行に加えて列車運休に伴う代行バスを受注したこと等により、前期比増収となりました。

この結果、旅行事業の売上高は2,001百万円(前期比96.0%増)となりました。

旅館事業

売上高構成比





旅館事業では、新潟市内の「万代シルバーホテル」、佐渡市内の「国際佐渡観光ホテル八幡館」において、お客様に安心してご利用いただけるように感染防止対策を継続しながら、県民割、全国旅行支援を利用した個人客、催事団体客等の宿泊客を引き続き積極的に受け入れたことと、「万代シルバーホテル」が直営する館内、館外飲食店舗が行動制限の緩和を受けて回復基調に推移したことにより、前期比増収となりました。

この結果、旅館事業の売上高は1,278百万円(前期比49.3%増)となりました。

その他事業



広告代理業においては、デジタルサイネージや年賀広告などを主とした広告 収入が好調に推移したことに加えて、新潟市が発行する「地域のお店応援商品 券」事業を受注したこと等により、前期比増収となりました。

航空代理業においては、新潟空港において国内線の運航便数が前年より増加したことと約3年ぶりの国際線再開となる台北線が1月より運航開始したことに伴い、空港業務受託手数料が増加したことにより、前期比増収となりました。

清掃・設備・環境業においては、環境部門や佐渡営業所リサイクル部門の古紙売却等が堅調に推移したことに加えて、清掃部門、環境部門におけるスポット受注が好調に推移したことにより、前期比増収となりました。

この結果、その他事業全体の売上高は1,913百万円(前期比10.7%増)となりました。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度中における重要な資金調達はありません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は1,410百万円となりました。その主な内容は、特高変電所更新工事に伴うものであります。

(4) 財産および損益の状況の推移

18,659 **17,469** 13,630 14,440

売上高

第107期

(令和元年度) (令和2年度)





経常利益又は損失 (△) (単位:百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益又は損失 (△) (単位:百万円)

第109期

(令和3年度)

第108期

第110期

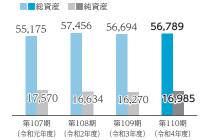
(令和4年度)



1株当たり当期純利益又は損失(△)(単位:円)



総資産/純資産 (単位:百万円)



(連結)

| 区分 | | 第107期 (令和元年度) | 第108期 (令和2年度) | 第109期 (令和3年度) | 第110期 (当期) (令和4年度) |
|----------------------------|-------|------------------|------------------|------------------|--------------------------|
| 売上高 | (百万円) | 18,659 | 13,630 | 14,440 | 17,469 |
| 営業利益又は損失 (△) | (百万円) | 1,391 | △912 | △66 | 1,372 |
| 経常利益又は損失(△) | (百万円) | 991 | △879 | △229 | 971 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 又は損失(△) | (百万円) | 651 | △972 | △434 | 897 |
| 1株当たり当期純利益又 は損失 (△) | (円) | 169.46 | △253.19 | △113.06 | 233.72 |
| 総資産 | (百万円) | 55,175 | 57,456 | 56,694 | 56,789 |
| 純資産 | (百万円) | 17,570 | 16,634 | 16,270 | 16,985 |

⁽注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を前連結会計年度の期首から適用しており、 前連結会計年度及び当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 (百万円) | 当社の出資比率 (%) | 主要な事業内容 |
|--------------|--------------|----------------|----------|
| 新潟交通観光バス株式会社 | 75 | 100.0 | 旅客自動車運送業 |
| 新潟交通商事株式会社 | 30 | 100.0 | 観光土産品卸売業 |
| 株式会社シルバーホテル | 75 | 100.0 | ホテル業 |
| 新潟交友事業株式会社 | 10 | 100.0 | 清掃・ビル管理業 |
| 株式会社新交企画 | 40 | 100.0 | 広告代理業 |
| 新潟交通佐渡株式会社 | 77 | 99.0 | 旅客自動車運送業 |

⁽注) 当社の子会社は上記の重要な子会社を含め9社であり、持分法適用会社は1社であります。

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種や各種感染対策の効果により、経済活動が緩やかに持ち直す動きが見られたものの、急激な為替変動や不安定な国際情勢に伴う原材料価格、エネルギー価格の高騰など、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループは、新型コロナウイルス感染症に関する行動制限の緩和により、基幹事業である運輸事業を中心に需要の回復傾向が見られるものの、感染拡大前には及ばない状況となっております。今後も原材料価格やエネルギー価格の高騰など、先行きは不透明であることから、引き続き厳しい状況が予想されます。

こうした事業環境の中、当社グループでは、新たに令和5年度から3ヵ年となる「第7次中期経営計画」を策定しました。「中長期的視野に基づき、事業環境適応のために柔軟に対応し、収益安定性向上に挑戦する。」を戦略骨子に掲げ、「既存事業の見直し」、「新たな収益への挑戦」、「地域連携への意識改革」、「活力ある企業風土の実現」の4本柱を基本戦略とし、コロナ後の既存事業の見直しと新たな収益への挑戦により、安定的な黒字体質の再構築と、誇りと活力ある企業風土の実現を目指してまいります。計画初年度となる令和5年度は、「新たな事業環境への対応・進化」を経営方針とし、事業環境の変化に適応できる事業基盤の強化に努めてまいります。

事業別の対処すべき課題は、次のとおりであります。

基幹事業である運輸事業では、安心してお客様からご利用いただけるよう、引き続き感染防止対策の徹底と安全運行を最優先とする取組みを継続するとともに、日々の運行データを活用し、お客様の利用状況に応じたダイヤの編成に努めながら、定時性向上、輸送の効率化を図ってまいります。

一般乗合バス部門においては、喫緊の課題である乗務員不足に対応するため、採用活動の強化を図るほか、働き方の多様化に合わせた労働環境を整備し、乗務員の確保に注力してまいります。併せて、令和6年度より適用される自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)の改正に対応しながら、持続可能なバス事業の構築に努めてまいります。

また、令和6年春に予定されている新潟駅高架化による需要変動も視野に入れ、路線、運賃体系および利便性向上サービスの見直し等、抜本的な対策を講じて収支改善に努めるとともに、次世代モビリティサービスについても関係各所と連携しながら検討を重ね、お客様の行動変容に応じた交通サービスの実現に取組んでまいります。

さらに、利用促進を図るため地域との連携を強化し、バス利用に結び付く取組みや情報発信に努めてまいります。加えて、安全輸送の取組みとして、車両の更新を進めるとともに、運輸安全マネジメントの展開により安全性の向上に努め、従業員への安全教育の強化を図ってまいります。

高速バス部門は、共同運行会社との連携を図りながら、変動する需要に対応できる柔軟な運行体制の構築やニーズに応じた運賃の見直しなどにより、収支改善に努めてまいります。

貸切バス部門は、乗務員確保に注力しながら車両の効率的な運用に努めることに加えて、旅行業との連携を強化し、安定した教育旅行関連の受注などを図ることで収益最大化に努めてまいります。また、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の三ツ星認定取得事業者および観光車の感染防止対策の徹底をアピールし、安全・安心・快適な輸送サービスの提供に努めてまいります。

不動産事業では、今年11月に万代シテイ生誕50周年となる節目の年を迎えるにあたり、街区の競争力強化に努め

てまいります。

空床区画の活用による街区の整備やリーシング、リニューアルによるビルボードプレイスやBP2の活性化、新潟市による都心エリア活性化施策「にいがた2Km」との連携による官民イベント実施、集客力を高めるための発信力あるインフルエンサー活用の検討、50周年イベントなどの施策を行い、進化し続ける街づくりを進めることで万代シテイの更なる価値向上に努めてまいります。

また、行政からの指針に基づいた感染防止策を施した上で、集客を高める販売促進やイベントを企画実行し、いつ 訪れても楽しめる時間を提供し、お客様から選ばれるエリアとして、事業の安定化と向上を図ってまいります。

商品販売事業では、中心となる観光土産品卸売部門において、新潟県の特産品を活用したオリジナル商品の開発をはじめ、新たなトレンドと市場を見据えた営業と、新規販路の開拓および新規事業の展開を図ってまいります。加えて、人気商品である「バスセンターのカレー」レトルトの希少価値を維持しつつ、増産や関連商品の展開を図ることで事業の収益拡大に取組んでまいります。

旅行事業では、多様化するお客様のニーズに応じた最適な旅行提案ができるよう、取扱商品の選択と集中を行い、 魅力ある旅行商品の造成を図るとともに、教育旅行と募集型企画旅行である「くれよん」を収益の2本柱として取組 んでまいります。

教育旅行においては、営業エリアの集中を図るなど現状に即した営業体制を構築し、新たに私立高校の修学旅行の 獲得や学びを切り口とした修学旅行・職場体験研修パッケージの提案による販売促進に取組んでまいります。

「くれよん」においては、マイクロツーリズム・着地型商品の拡充、路線バスを利用した個人型商品の造成などに 取組むことで顧客の獲得を図り、事業収益の拡大に努めてまいります。

旅館事業では、品質・サービスの向上と感染症対策を徹底し、お客様に安心してご利用いただけるホテル・旅館を目指すとともに、お客様のニーズに合った各種宿泊プラン、宴会プランを提供してまいります。「シルバーホテル」においては、組織力、万代の利便性の高さを生かした営業展開を進めるとともに、コロナ禍において定着したケータリング事業の拡大を図ってまいります。「国際佐渡観光ホテル八幡館」においては、回復傾向にあるインバウンド客を中心にターゲットを明確化した営業展開を進めていくことで、顧客の確保に繋げ事業全体の収益改善に取組んでまいります。

その他の事業である清掃・設備・環境業、広告代理業、航空代理業につきましても、行動変容、需要変化に伴い多様化するお客様のニーズに応じたサービスの提供と、事業機会を捉えた営業展開を図ることで収益拡大に取組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種などの感染防止策により収束に向かいつつありますが、当社グループを取り巻く事業環境は厳しい状況が続くと予想されます。当社グループの更なる成長への再出発に向けて、これまで培った取引先や地域社会との協力関係を基礎とし、環境変化を捉えたさまざまな施策を実行することにより強固な事業基盤の構築に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申しあげます。

(7) 主要な事業内容 (令和5年3月31日現在)

(連結)

| 事業 | 事業の内容(取扱品目) |
|--------|---|
| 運輸事業 | 旅客自動車運送(定期バス、高速バス、貸切バス)、タクシー |
| 不動産事業 | 不動産賃貸、不動産売買 |
| 商品販売事業 | 物品等販売 (お土産、ギフト) 食品等販売 (食料品、菓子類、酒類、日用雑貨等)、保険代理店 |
| 旅行事業 | 旅行企画・実施、案内、斡旋等 |
| 旅館事業 | ホテル・旅館 |
| その他事業 | 航空代理(航空旅客・貨物取扱、航空券販売等)、広告代理(各種広告、イベント企画・ 立案・実施)、清掃・ビル管理等 |

(8) 主要な営業所 (令和5年3月31日現在)

① 当社

| 本社 | 新潟市中央区万代一丁目6番1号 | | |
|------|---|--|--|
| 営業所等 | へ船営業所、新潟南部営業所、新潟東部営業所、新潟北部営業所、新潟西部 営業所、内野営業所(新潟市) くれよん万代(新潟市) | | |

② 子会社

| 運輸事業 | 新潟交通観光バス株式会社 (新潟市) 新潟交通佐渡株式会社 (佐渡市) |
|--------|---|
| 商品販売事業 | 新潟交通商事株式会社 (新潟市) 有限会社新潟マルオカ (新潟市) |
| 旅館事業 | 株式会社シルバーホテル (新潟市) 国際佐渡観光ホテル株式会社 (佐渡市) |
| その他事業 | 新潟航空サービス株式会社(新潟市) 株式会社新交企画(新潟市) 新潟交友事業株式会社(新潟市) |

(9) 従業員の状況 (令和5年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

(連結)

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 | |
|--------|-------------|--|
| 1,268名 | △51名 | |

(注)上記の他、臨時従業員等549名(前期は547名)が在籍しております。

② 当社の従業員の状況

(個別)

| 従業員数 | | 従業員数 前期末比増減 | | 平均勤続年数 |
|------|------|--------------------|-------|--------|
| 男性 | 521名 | △21名 | 49.1歳 | 15.5年 |
| 女性 | 68名 | △7名 | 40.0歳 | 14.3年 |
| 合計 | 589名 | △28名 | 48.0歳 | 15.4年 |

- (注) 1. 上記人員は、当社に在籍する正社員・再雇用社員・試用者の合計人数582名(前期は606名)に受入出向7名(前期は11名)を加えた人員数であります。
 - 2. 在籍出向者27名 (うち企業集団外への出向者2名) は除いております。 (前期は28名、うち企業集団外への出向者1名)
 - 3. 上記の他、臨時従業員等114名 (うち受入出向者1名) が在籍しております。 (前期は113名、うち受入出向者1名)

(10) 主要な借入先 (令和5年3月31日現在)

(連結)

| 借入先 | 借入額 (百万円) |
|--------------|-----------|
| 株式会社第四北越銀行 | 12,851 |
| 株式会社みずほ銀行 | 6,344 |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 2,416 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 1,120 |
| 株式会社りそな銀行 | 811 |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

|2|会社の株式に関する事項(令和5年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

10,000,000株

(2) 発行済株式の総数

3,864,000株 (うち、自己株式22,380株)

(3) 株主数

2,619名

(4) 大株主の状況

| 株主名 | 持株数 (百株) | 持株比率 (%) |
|------------------|----------|----------|
| 株式会社第四北越銀行 | 1,749 | 4.55 |
| 株式会社ブリヂストン | 1,638 | 4.27 |
| いすゞ自動車株式会社 | 1,550 | 4.03 |
| 太平興業株式会社 | 1,332 | 3.47 |
| 損害保険ジャパン株式会社 | 1,220 | 3.18 |
| 株式会社みずほ銀行 | 1,050 | 2.73 |
| 三菱ふそうトラック・バス株式会社 | 1,035 | 2.69 |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 1,001 | 2.61 |
| 清水建設株式会社 | 1,000 | 2.60 |
| 新潟いすゞ自動車株式会社 | 767 | 2.00 |

⁽注) 持株比率は自己株式 (223百株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

|4||会社役員に関する事項|

(1) 取締役および監査役の氏名等 (会和5年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|----------|-------|--------------------------|
| 代表取締役社長 | 星野 佳人 | |
| 代表取締役常務 | 古川 公一 | 乗合バス部、旅行部 |
| 常務取締役 | 長沼 哲男 | 総務部、経理部 |
| 常務取締役 | 斎藤 敏之 | 乗合バス部 |
| 取締役 | 竹内 正喜 | 経営管理室長 |
| 取締役 | 髙井 俊幸 | 事業部長 |
| 取締役 | 馬場 伸行 | コニカミノルタNC株式会社 会長 |
| 取締役 | 三部 正歳 | りゅーと法律税務会計事務所 所長 |
| 常勤監査役 | 大沼 公成 | |
| 監査役 | 八木 慶太 | 税理士(税理士法人八木税務経理事務所 代表社員) |
| 監査役 | 大塩 和弘 | |

- (注) 1. 取締役 馬場伸行氏および三部正歳氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役(常勤) 大沼公成氏および監査役 八木慶太氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役(常勤)大沼公成氏は、金融機関における長年の経験と会社経営に関する経験があり、財務、会計および法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 監査役八木慶太氏は、税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 監査役 大塩和弘氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 6. 令和5年3月31日をもって、斎藤敏之氏は常務取締役を辞任いたしました。
 - 7. 取締役 馬場伸行氏および三部正歳氏ならびに監査役 八木慶太氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

(個別)

| 区分 | 人員 (名) | 報酬等の額 (百万円) |
|------------------|--------|-------------|
| 取締役 (うち社外取締役) | 8 (2) | 82 (3) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 3 (2) | 14 (12) |
| 合計 | 11 | 97 |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、昭和57年6月30日開催の第69回定時株主総会において月額12百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。第69回定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名であります。
 - 2. 監査役の報酬限度額は、昭和57年6月30日開催の第69回定時株主総会において月額2百万円以内と決議いただいております。第69回定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。
 - 3. 上記の金額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額19百万円が含まれております。
 - 4. 取締役会は、代表取締役社長 星野佳人に対し各取締役の個人別の基本報酬額について委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

取締役 馬場伸行氏および三部正歳氏、監査役 大沼公成氏、八木慶太氏、大塩和弘氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役および監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。

当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用等の損害を填補することとされています。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責 事由があります。

(5) 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年2月24日の取締役会において、取締役の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の報酬等の内容にかかる決定方針は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の個々の取締役の報酬の決定は、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役ならびに監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬と退職時に支給する退職慰労金とする。

固定報酬は、役位、職責に応じて当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。また、報酬総額は、株主総会で決定した報酬総額の限度内とする。

退職慰労金は、役位、在職期間に応じて当社の業績等を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長が、その具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 馬場伸行氏は、コニカミノルタNC株式会社の会長であります。 当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 三部正歳氏は、りゅーと法律税務会計事務所の所長であります。 当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 八木慶太氏は、税理士法人八木税務経理事務所の代表社員であります。 当社と同氏との間には顧問税理士契約があります。

② 当該事業年度における主な活動状況

| | 2.4. TFLIP O 90-11-11-1. L = 0 | | |
|-----|--------------------------------|--|--|
| 区分 | 氏名 | 主な活動状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 | |
| 取締役 | 馬場 伸行 | 同氏は、社外取締役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき経営の監督と経営全般への助言を行うなど、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。 当事業年度開催の取締役会17回中17回出席しました。 | |
| 取締役 | 三部 正歳 | 同氏は、社外取締役に就任以降、弁護士としての高い見識と豊富な経験に基づき適宜助言を行うなど、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。 当事業年度開催の取締役会17回中17回出席しました。 | |
| 監査役 | 大沼 公成 | 同氏は、取締役会において、常勤監査役として、意思決定の妥当・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、監査の報告をするとともに、他の監査役に意見を求めるなど、監査役会の議長として活動しております。 当事業年度開催の取締役会17回中17回出席し、また、監査役会14回中14回出席しました。 | |
| 監査役 | 八木 慶太 | 同氏は、税理士としての専門的見地から、必要に応じ、取締役会、監査役会において、当社の経理・税務についての発言を行うとともに、社外の立場から意見を述べております。 当事業年度開催の取締役会17回中15回出席し、また、監査役会14回中13回出席しました。 | |

|5|会計監査人の状況|

(1) 会計監査人の名称

高志監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(連結)

| | 支払額 (百万円) |
|--------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 20 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
- (3) 会計監査人が行った非監査業務(公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務)の内容 該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為等、職務の執行に支障をきたした場合、または、監査の適正性をより高めるため会計監査人の変更が妥当と判断される場合には、株主総会に付議する「会計監査人の解任または不再任」に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出致します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

|6| 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 |

該当事項はありません。

※備考 この事業報告に記載の金額、株式数は、表示単位未満を切り捨ててあります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (令和5年3月31日現在)

| 科目 | 金額 | | |
|-----------|------------|--|--|
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | 4,444,560 | | |
| 現金及び預金 | 2,493,727 | | |
| 受取手形及び売掛金 | 1,224,064 | | |
| 商品及び製品 | 182,463 | | |
| 原材料及び貯蔵品 | 127,448 | | |
| その他 | 419,998 | | |
| 貸倒引当金 | △3,140 | | |
| 固定資産 | 52,345,164 | | |
| 有形固定資産 | 50,501,594 | | |
| 建物及び構築物 | 12,183,558 | | |
| 機械装置及び運搬具 | 596,387 | | |
| 工具器具備品 | 251,392 | | |
| 土地 | 36,812,757 | | |
| リース資産 | 611,390 | | |
| 建設仮勘定 | 46,107 | | |
| 無形固定資産 | 348,271 | | |
| 施設利用権 | 22,994 | | |
| ソフトウェア仮勘定 | 123,671 | | |
| のれん | 6,659 | | |
| その他 | 194,946 | | |
| 投資その他の資産 | 1,495,298 | | |
| 投資有価証券 | 171,425 | | |
| 長期貸付金 | 3,325 | | |
| 退職給付に係る資産 | 81,186 | | |
| 繰延税金資産 | 799,210 | | |
| その他 | 472,306 | | |
| 貸倒引当金 | △32,155 | | |
| 資産合計 | 56,789,725 | | |

| (汪)筮額は、 | 十円未満を切り搭 | てて表示 | しております。 |
|---------|----------|------|---------|
|---------|----------|------|---------|

| | (単位:千円) |
|---------------------|----------------------|
| 科目 | 金額 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | 10,320,716 |
| 支払手形及び買掛金 | 907,354 |
| 短期借入金 | 6,267,953 |
| リース債務 | 310,441 |
| 未払金 | 506,868 |
| 未払法人税等 | 219,558 |
| 未払消費税等 | 270,719 |
| 預り金 | 119,488 |
| 契約負債 | 1,121,323 |
| 賞与引当金 | 152,006 |
| その他の引当金 | 14,221 |
| その他 | 430,779 |
| 固定負債 | 29,483,643 |
| 社債 | 3,650,000 |
| 長期借入金 | 18,901,838 |
| リース債務 | 349,196 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 4,013,617 |
| 役員退職慰労引当金 | 206,406 |
| 退職給付に係る負債 | 467,264 |
| 長期預り金 | 1,895,032 |
| その他 | 286 |
| 負債合計 | 39,804,359 |
| 純資産の部 株主資本 | 8,814,967 |
| 体土貝 本 資本金 | 4,220,800 |
| 資本剰余金 | 2,946,600 |
| 利益剰余金 | 1,686,422 |
| 自己株式 | 1,000,422 △38,856 |
| その他の包括利益累計額 | 8,170,397 |
| その他有価証券評価差額金 | 5,701 |
| 土地再評価差額金 | 8,210,646 |
| 退職給付に係る調整累計額 | △45,950 |
| 純資産合計 | 16,985,365 |
| 負債及び純資産合計 | 56,789,725 |

連結損益計算書 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:千円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|------------|
| 売上高 | 17,469,419 |
| 売上原価 | 12,179,672 |
| 売上総利益 | 5,289,747 |
| 販売費及び一般管理費 | 3,916,945 |
| 営業利益 | 1,372,801 |
| 営業外収益 | 93,598 |
| 受取利息及び配当金 | 19,130 |
| 雇用調整助成金 | 38,254 |
| その他 | 36,213 |
| 営業外費用 | 494,908 |
| 支払利息 | 332,720 |
| 社債発行費 | 108,745 |
| その他 | 53,443 |
| 経常利益 | 971,491 |
| 特別利益 | 133,278 |
| 固定資産売却益 | 10,597 |
| 補助金 | 122,381 |
| その他 | 300 |
| 特別損失 | 97,753 |
| 固定資産除売却損 | 54,627 |
| 原状回復費用 | 19,740 |
| その他 | 23,386 |
| 税金等調整前当期純利益 | 1,007,016 |
| 法人税・住民税及び事業税 | 221,650 |
| 法人税等調整額 | △112,506 |
| 当期純利益 | 897,872 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 897,872 |

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(個別) (単位:千円)

計算書類

貸借対照表 (令和5年3月31日現在)

| (No lead to A to I de A to I de A | | | |
|------------------------------------|------------|--|--|
| 科目 | 金額 | | |
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | 2,089,162 | | |
| 現金及び預金 | 905,108 | | |
| 売掛金 | 719,276 | | |
| 商品 | 2,693 | | |
| 分譲土地建物 | 158 | | |
| 貯蔵品 | 45,948 | | |
| 未収入金 | 180,253 | | |
| 未収収益 | 1,081 | | |
| 前払費用 | 71,203 | | |
| その他 | 165,495 | | |
| 貸倒引当金 | △2,058 | | |
| 固定資産 | 51,459,434 | | |
| 有形固定資産 | 49,098,954 | | |
| 建物 | 10,454,954 | | |
| 構築物 | 941,718 | | |
| 機械装置 | 92,899 | | |
| 車両 | 234,066 | | |
| 工具器具備品 | 148,815 | | |
| 土地 | 36,702,546 | | |
| リース資産 | 479,768 | | |
| 建設仮勘定 | 44,185 | | |
| 無形固定資産 | 321,458 | | |
| 借地権 | 122,214 | | |
| ソフトウエア | 63,162 | | |
| ソフトウエア仮勘定 | 123,671 | | |
| その他 | 12,410 | | |
| 投資その他の資産 | 2,039,021 | | |
| 投資有価証券 | 153,156 | | |
| 関係会社株式 | 428,310 | | |
| 長期貸付金 | 757,205 | | |
| 繰延税金資産 | 521,418 | | |
| その他 | 335,785 | | |
| 貸倒引当金 | △156,855 | | |
| 資産合計 | 53,548,596 | | |

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

| | (+12 - 113) |
|--------------|-------------|
| 科目 | 金額 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | 10,192,368 |
| 買掛金 | 507,568 |
| 短期借入金 | 6,686,559 |
| リース債務 | 255,675 |
| 未払金 | 986,234 |
| 未払費用 | 288,610 |
| 未払法人税等 | 115,781 |
| 未払事業所税 | 5,148 |
| 未払消費税等 | 148,228 |
| 預り金 | 67,817 |
| 契約負債 | 1,116,523 |
| その他の引当金 | 14,221 |
| 固定負債 | 27,782,275 |
| 社 信 | 3,500,000 |
| 長期借入金 | 17,627,798 |
| リース債務 | 261,823 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 4,013,617 |
| 退職給付引当金 | 194.792 |
| 役員退職慰労引当金 | 105,618 |
| 長期預り金 | 1,893,625 |
| 関係会社事業損失引当金 | 185,000 |
| 負債合計 | 37,974,643 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | 7,357,604 |
| 資本金 | 4,220,800 |
| 資本剰余金 | 2,946,600 |
| 資本準備金 | 2,872,932 |
| その他資本剰余金 | 73,668 |
| 利益剰余金 | 229,059 |
| その他利益剰余金 | 229,059 |
| 繰越利益剰余金 | 229,059 |
| 自己株式 | △38,856 |
| 評価・換算差額等 | 8,216,347 |
| その他有価証券評価差額金 | 5,701 |
| 土地再評価差額金 | 8,210,646 |
| 純資産合計 | 15,573,952 |
| 負債及び純資産合計 | 53,548,596 |

損益計算書 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで) (個別) (単位: 〒円)

| 科目 | 金額 |
|----------------|------------|
| | 10,802,472 |
| 旅客自動車運送事業収益 | 4,966,805 |
| 兼業事業収益 | 5,835,667 |
| 売上原価 | 7,697,539 |
| 旅客自動車運送事業運送費 | 4,598,601 |
| 兼業事業売上原価 | 3,098,937 |
| 売上総利益 | 3,104,932 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,106,132 |
| 営業利益 | 998,800 |
| 営業外収益 | 92,755 |
| 受取利息及び配当金 | 31,015 |
| その他 | 61,739 |
| 営業外費用 | 488,729 |
| 支払利息 | 331,709 |
| その他 | 157,020 |
| 経常利益 | 602,826 |
| 特別利益 | 23,420 |
| 固定資産売却益 | 7,429 |
| 補助金 | 15,991 |
| 特別損失 | 102,808 |
| 固定資産除売却損 | 51,180 |
| 関係会社事業損失引当金繰入額 | 32,000 |
| その他 | 19,627 |
| 税引前当期純利益 | 523,438 |
| 法人税・住民税及び事業税 | 76,798 |
| 法人税等調整額 | △93,630 |
| 当期純利益 | 540,269 |

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監查報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和5年5月11日

新潟交通株式会社 取締役会 御中

高志監査法人

新潟県新潟市 指 定 社 員

業務執行社員 指 定 社 員 公認会計十

勝海明人 堀 華栄

公認会計士 業務執行社員

監查意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新潟交通株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの連結 会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を 行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新潟交通株式会 社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び指益の状況を、全ての重要な点において適正に表示し ているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人 の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定 に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意 見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。ま た、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することに ある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の意見内容に対 して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計 算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外 のその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求 められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を 行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に 際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査 人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合は その内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和5年5月11日

新潟交通株式会社 取締役会 御中

> 高志監査法人 新潟県新潟市

新為宗
新為
市
指
定
社
員

 公認会計士

勝海明人

員 公認会計士 **堀華栄**

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新潟交通株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の意見内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等 又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外のその 他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、 我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事 項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を 行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際 して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかととも に、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示し ているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査 人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合は その内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の 記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 高志監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人 高志監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月12日

新潟交通株式会社 監査役会

 常勤監査役(社外監査役)
 大沼公成

 社外監査役
 八木慶太

 監査役
 大塩和弘

定時株主総会会場ご案内図

会 場

万代シルバーホテル5階 万代の間 新潟市中央区万代一丁目3番30号







